全 L 協保安·業務 G 5 第 2 4 4 号 令和 6 年 3 月 1 2 日

正 会 員 各位

(一社) 全国LPガス協会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による 一酸化炭素中毒事故の防止について (お願い)

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協会に会員への周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員に おかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようよろしくお 願いいたします。

なお、本件につきましては、同安全室より別紙に記載のとおり国交省担当課に対し、塗装業工事業者宛に要請するよう協力依頼がされております。

記

【経産省からの周知事項】

- 〇 お客様に対して、建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直 後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を ご使用いただくよう、ご周知ください。
- ※別紙に記載されている経産省ホームページのURLは、以下のとおりとなりますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240307-02.html



以上

発信手段:Eメール

担当:保安・業務グループ 橋本、北邨、國坂